|  |
| --- |
| （特定商取引に関する法律の適用を受ける場合のクーリングオフについての説明書）ご契約の際にはこの説明及び工事請負契約書約款を充分お読みください。１　「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合には、この書面を受領した日から起算して８日以内は、甲（工事請負契約の注文者）は文書をもって工事請負契約の解除（クーリングオフと呼びます）ができ、その効力は解除する旨の文書を発したときに生ずるものとします。ただし、次のような場合等にはクーリングオフの権利行使はできません。　①甲が工事対象の建物等を営業用に利用する場合　②甲からの請求により甲の自宅で申込みまたは契約を行った場合　③甲が自ら乙（工事請負契約の請負者）の事務所等を訪問して申込みまたは契約を行った場合２　上記期間内に契約の解除（クーリングオフ）があった場合　ア）乙（工事請負契約の請負者）は契約の解除に伴う損害賠償または違約金支払を請求することはありません。　イ）甲から契約の解除があった場合に、既に商品の引渡しが行われているときは、その引取りに要する費用は乙の　　負担とします。　ウ）すでに甲に商品が引き渡されていたとしても、乙は商品の使用により得られた利益に相当する金銭の支払い　　を甲に請求することはありません。　エ）甲の契約解除の申し出の際に既に、乙が受領した金員がある場合、乙はすみやかにその全額を無利息にて甲に　　返還いたします。　オ）役務の提供に伴い、土地又は建物その他の工作物の現状が変更された場合には、甲は無料で元の状態にもどす　　よう請求することができます。　カ）すでに役務が提供されたときにおいても、乙は、甲に提供した役務の対価、その他の金銭の支払を請求するこ　　とはありません。３　上記クーリングオフの行使を妨げるために乙が不実のことを告げたことにより甲が誤認し、または威迫したことにより困惑してクーリングオフを行わなかった場合は、乙から、クーリングオフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日から８日を経過するまでは書面によりクーリングオフをすることができます。　特定商取引に関する法律の適用による工事請負契約の解除（クーリングオフ）の意思表示は文書による方法に加えて電子メール、ＦＡＸによっても行うことができます。電子メールまたはＦＡＸによってクーリングオフをされる場合は、工事請負契約書および本書を受領した日から起算して８日以内に、下記のメールアドレスまたはＦＡＸ番号までお送りください。送信の日時をもって受付日時とし、工事請負契約の解除（クーリングオフ）ができ、その効力が生ずるものとします。　　　　　　　　　　　乙（工事請負契約の請負者）　株式会社〇×△ 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所　XXX県△△市○○町１丁目２－３ 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電　話　●●●－●●●－●●●●  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　メールアドレス　　XXXXXXX@abc.jp  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ＦＡＸ番号　　　　●●●－●●●－●●●● 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以　上　 |